

2012年9月21日

各 位

会社名 ソニー株式会社
代表者名 代表執行役 平井 一夫
(コード番号 6758 東証・大証 第1部)
問合せ先 IR 部門 部門長 橋谷 義典
(TEL : 03-6748-2111 (代表))

ソネットエンタテインメント株式会社株券等に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

ソニー株式会社（以下「当社」又は「公開買付者」といいます。）は、2012年8月9日、取締役会決議により、ソネットエンタテインメント株式会社（東証第一部：コード番号 3789、以下「対象者」といいます。）の普通株式及び新株予約権を公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、2012年8月10日より本公開買付けを実施しておりましたが、本公開買付けが2012年9月20日を以って終了いたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

ソニー株式会社
東京都港区港南1丁目7番1号

(2) 対象者の名称

ソネットエンタテインメント株式会社

(3) 買付け等に係る株券等の種類

① 普通株式

② 新株予約権

- イ 平成19年11月16日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第1回新株予約権」といいます。）
- ロ 平成20年11月19日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第2回新株予約権」といいます。）
- ハ 平成21年11月25日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第3回新株予約権」といいます。）
- ニ 平成22年11月25日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第4回新株予約権」といいます。）
- ホ 平成23年8月25日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（行使期間が平成23年9月14日から平成53年9月13日までであるもの。以下「第5回新株予約権」といいます。）
- ヘ 平成23年8月25日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（行使期間が平成25年8月26日から平成33年8月25日までであるもの。以下「第6回新株予約権」といい、イないしへの新株予約権を「本新株予約権」と総称します。）

(4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
107,772株	一株	一株

(注1) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付けを行います。

(注2) 買付予定数は、本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者の株券等の最大数である107,772株です。なお、当該最大数は、対象者が平成24年8月7日に提出した第18期第1四半期報告書に記載された平成24年6月30日現在の発行済株式総数(255,538株)に、対象者が平成24年6月21日に提出した第17期有価証券報告書に記載された平成24年3月31日現在の本新株予約権の目的となる対象者株式の数の最大数(904株、以下「本新株予約権対象株式数」といいます。なお、対象者によれば、平成24年3月31日から同年6月30日の間に本新株予約権の数に変動はありません。)を加え、平成24年8月10日現在公開買付者が所有する株式数(116,560株)及び本公開買付けに応募する予定のない株式会社ソニーファイナンスインターナショナルが所有する株式数(32,110株)を控除した株式数(107,772株)になります。

(注3) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。なお、本日現在、対象者が所有する自己株式はありません。

(注4) 公開買付期間末日までに新株予約権が行使される可能性があります。当該行使により交付される対象者の株式についても本公開買付けの対象とします。

(5) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成24年8月10日(金曜日)から平成24年9月20日(木曜日)まで(29営業日)

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は30営業日、平成24年9月21日(金曜日)までとなる予定でしたが、該当事項はありませんでした。

(6) 買付け等の価格

①普通株式1株につき、金567,500円

②新株予約権

イ 第1回新株予約権	1個につき金1円
ロ 第2回新株予約権	1個につき金1円
ハ 第3回新株予約権	1個につき金1円
ニ 第4回新株予約権	1個につき金1円
ホ 第5回新株予約権	1個につき金1円
ヘ 第6回新株予約権	1個につき金1円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付けを行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第27条の13第1項の規定に基づき、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)第9条の4及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。)第30条の2に規定する方法により、平成24年9月21日に株式会社東京証券取引所において、報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株 券	96,511 株	96,511 株
新 株 予 約 権 証 券	0 株	0 株
新 株 予 約 権 付 社 債 券	一株	一株
株 券 等 信 託 受 益 証 券 ()	一株	一株
株 券 等 預 託 証 券 ()	一株	一株
合 計	96,511 株	96,511 株
(潜在株券等の数の合計)	—	(0 株)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	116,560 個	(買付け等前における株券等所有割合 45.45%)
買付け等前における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	32,464 個	(買付け等前における株券等所有割合 12.66%)
買付け等後における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	213,071 個	(買付け等後における株券等所有割合 83.09%)
買付け等後における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	32,389 個	(買付け等後における株券等所有割合 12.63%)
対象者の総株主等の議決権の数	255,538 個	

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者（ただし、法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において、府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。）が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成24年8月7日に提出した第18期第1四半期報告書に記載された平成24年6月30日現在の総株主の議決権の数です。ただし、本新株予約権及び新株予約権の行使により交付される可能性のある対象者株式についても本公開買付けの対象としていたため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者が平成24年6月21日に提出した第17期有価証券報告書に記載された平成24年3月31日現在の本新株予約権対象株式数にかかる議決権の最大数(904個)を加えて、分母を256,442個として計算しております。なお、対象者によれば、平成24年3月31日から同年6月30日の間に本新株予約権の数に変動はありません。

(注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(6) 決済の方法

- ① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

- ② 決済の開始日

平成 24 年 9 月 27 日（木曜日）

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）の住所宛に郵送します。なお、野村ネット&コールにおいて書面の電子交付等に承諾されている場合には、野村ネット&コールのウェブサイト(<https://nc.nomura.co.jp/>)にて電磁的方法により交付します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により受け取ることができます（送金手数料がかかる場合があります。）。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、当社が 2012 年 8 月 9 日付で公表した「ソネットエンタテインメント株式会社株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」記載の内容から変更はありません。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

ソニー株式会社

東京都港区港南 1 丁目 7 番 1 号

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号

以 上

【将来予測】

本報道発表文中の記載には米国 1933 年証券法 (Securities Act of 1933) 第 27A 条及び米国取引所法 (Securities Exchange Act of 1934) 第 21E 条において定義された「将来に関する記述」が含まれています。「将来に関する情報」は、公開買付者及び対象者のそれぞれの事業、財政状態及び経営成績に関する期待、仮定、想定及び予測を含んでおり、また本公開買付け及び本公開買付けから生じる利得についての計画及び予想も含んでいます。本報道発表文中に記載されている「確信」、「期待」、「計画」、「戦略」、「見込み」、「想定」、「予測」、「予想」、「目的」、「意図」、「可能性」やその類義語は将来に関する情報を示しています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又は関連会社は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。本報道発表文中の「将来に関する記述」は、本日の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連会社は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。投資家の皆様におかれましては、公開買付者が米国取引所法に基づく今後の米国証券取引委員会への届出等において行う開示をご参照ください。

なお、上記のリスク、不確実性及びその他の要因には、次のものが含まれますが、これらに限られるものではありません。

- (1) ソニーの事業領域を取り巻くグローバルな経済情勢、特に消費動向
- (2) 為替レート、特にソニーが極めて大きな売上、生産コスト、又は資産・負債を有する米ドル、ユーロ又はその他の通貨と円との為替レート
- (3) 激しい価格競争、継続的な新製品や新サービスの導入と急速な技術革新や、主観的で変わりやすい顧客嗜好などを特徴とする激しい市場競争の中で、十分なコスト削減を達成しつつ顧客に受け入れられる製品やサービス（液晶テレビ、ゲーム事業のプラットフォーム、スマートフォンを含む）をソニーが設計・開発し続けていく能力
- (4) 技術開発や生産能力増強のために行う多額の投資を回収できる能力及びその時期
- (5) 市場環境が変化する中でソニーが事業構造の改革・移行を成功させられること
- (6) ソニーが金融を除く全分野でハードウェア、ソフトウェア及びコンテンツの融合戦略を成功させられること、インターネットやその他の技術開発を考慮に入れた販売戦略を立案し遂行できること
- (7) ソニーが継続的に、研究開発に十分な資源を投入し、設備投資については特にエレクトロニクス事業において投資の優先順位を正しくつけて行うことができること
- (8) ソニーが製品品質を維持できること
- (9) ソニーと他社との買収、合併、その他戦略的出資の成否を含む（ただし必ずしもこれらに限定されない）ソニーの戦略及びその実行の効果（最近の Sony Ericsson Mobile Communications AB の買収など）
- (10) ソニーが、需要を予測し、適切な調達及び在庫管理ができること
- (11) 係争中又は将来発生しうる法的手続き又は行政手続きの結果
- (12) 生命保険など金融商品における顧客需要の変化、及び金融分野における適切なアセット・ライアビリティ・マネージメント遂行の成否
- (13) (市場の変動又はボラティリティを含む) 日本の株式市場における好ましくない状況や動向が金融分野の収入及び営業利益に与える悪影響
- (14) 東日本大震災とそれにとまなう原発事故やタイの洪水を含む、大規模な災害などに関するリスク
- (15) 対象者株式の取得により想定される利益の実現の難航
- (16) ソニーの事業活動に悪影響を及ぼすその他の事象

お問い合わせ先

ソニー株式会社 IR 部門 部門長 橋谷 義典

〒108-0075 東京都港区港南 1-7-1

電話(03)6748-2111 (代表)